

京都市交通局管理規程第2号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年4月28日

京都市公営企業管理者

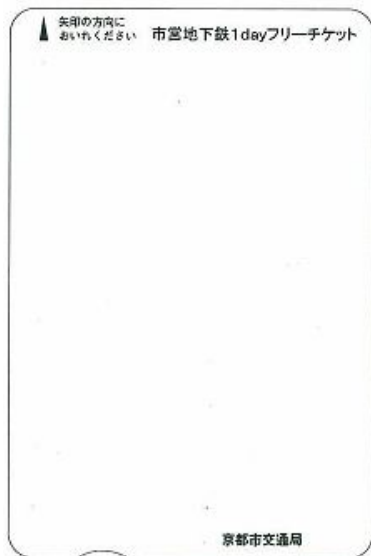
交通局長 葛西 宗久

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

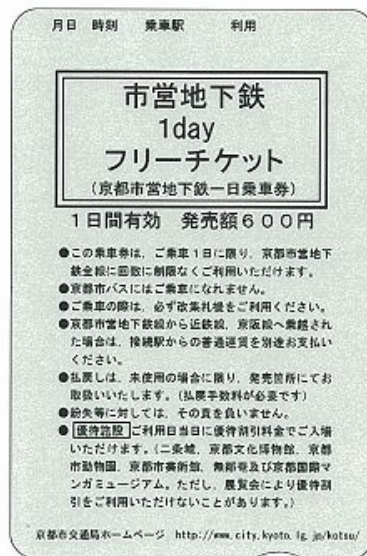
京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第11号様式(第79条関係) 1 一日乗車券(大人)を次のように改める。

表面



裏面



備考 1 図柄(乗車券としての使用などにおける必要記載事項以外のものをいう。)は、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)